暴力団等排除に関する特約条項(長期継続・賃貸借契約)

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 賃借人は、賃貸人が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当するとして(賃貸人が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって賃貸人に損害が 生じても、その責めを負わないものとする。
- 3 契約書第21条の3第1項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、既に履行された部分があると きは、賃借人は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。
- 5 前項による場合の物件の返還については、契約書第15条の規定を準用するものとする。 (不当介入に関する通報報告)
- 第2条 賃貸人は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞な く賃借人への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下 「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を 2通作成し、1通を賃借人に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。た だし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により 通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告 書を賃借人及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 賃借人は、賃貸人が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく賃借人への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、東京都島嶼町村一部事務組合の契約から排除する措置を講ずることができる。